

鈴鹿市公告第24号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき鈴鹿市農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告する。

なお、同法第11条第2項の規定による意見書の提出はなし。

同法第12条第2項の規定により当該変更後の農業振興地域整備計画は鈴鹿市産業振興部農林水産課において縦覧に供する。

令和8年3月26日

鈴鹿市長 末松 則子